

宮城県における犯罪被害者等のための重層的支援【イメージ図】

①相談・問合せ・被害申告等（対応機関以外が把握）

①相談・問合せ・被害申告等
（対応機関のいずれかが直接把握）

⑨支援の提供（対応機関以外が行う支援）

⑧支援計画書の説明・支援の
提供（対応機関が行う支援）



【共通事項（対応機関のいずれかが行う）】

- ②面談の実施、相談受理票兼情報提供票及びアセスメントシートの作成
- ③重層的支援に係る同意の取得

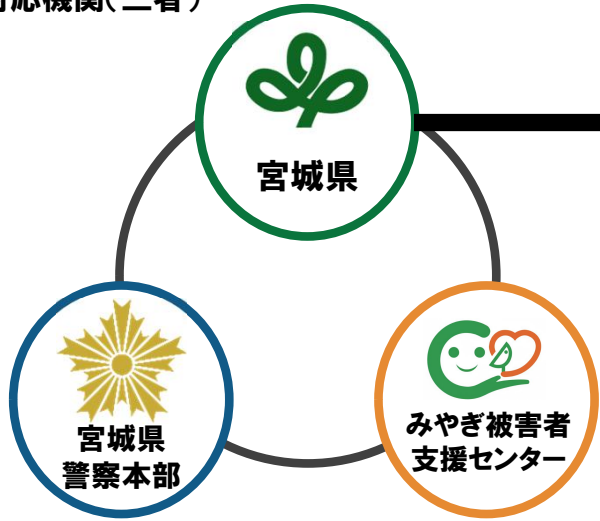
⑩進捗状況の報告

※2 ⑦依頼（支援の提供・支援の進捗状況の確認・フォローアップ）

対応機関（三者）

⑥支援計画書の作成（県名義）

対応機関（三者）



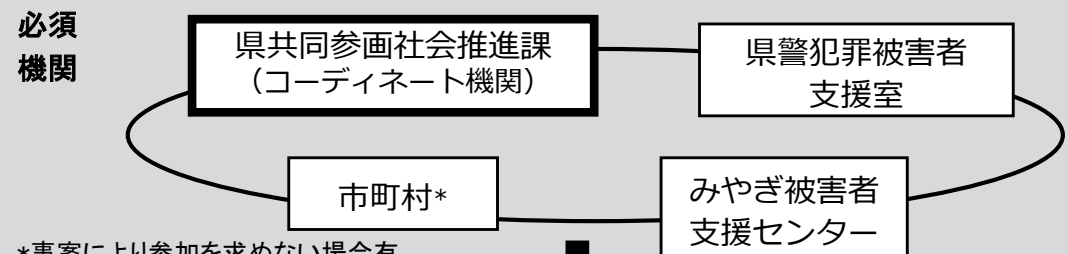
【共通事項（端緒となる機関が行う）】

④支援計画書案の調製

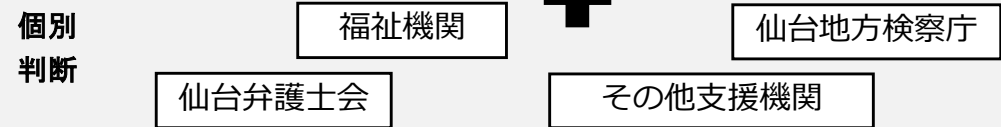
⑤会議の招集

支援調整会議（座長：宮城県）

○ 事案ごとに、各対応機関が開催を要すると判断した場合、他の全ての対応機関の同意を得て、県が開催



*事案により参加を求めない場合有



○ 事案ごとに、参加が必要であると判断した連絡協議会構成機関・その他支援機関について、他の全ての対応機関の同意を得て、県が参加依頼

※1 市町村、その他支援機関を含む（※対応機関（三者）以外については、要綱において「支援所掌機関」として規定）

※2 対応機関間で分担の上依頼 ※3 画像は生成AI(Gemini NanoBanana Pro)で作成

対象事案 ※1

- 殺人、強盗致死傷、性犯罪、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治1か月以上の傷害
- 交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故又は危険運転致死傷
- その他、対応機関が重層的支援を必要と判断した事案

支援対象者

上記の対象事案による犯罪被害者等のうち、次に掲げる者であって、支援調整会議において支援計画書
が作成された者

- 事件発生時に県内に住所を有していた者又は居住していた者
- 事件発生後に県内に住所又は居住地を移転した者
- 県内で発生した事案により被害を受けた県内に住所又は居住を有しない者 ※2

※1「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」(警察庁作成) (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/manual/oss-tebiki.html>)
を参考とした。

※2 死傷者多数事案等が県内で発生した場合を想定。